

西東京市個人情報保護条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次 略</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(2)から(4)まで 略</p> <p>第3条から第24条まで 略</p> <p>第25条 この条例による個人情報保護制度の適正な運営を図るため、西東京市個人情報保護審議会を置く。</p> <p>2 審議会は、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報保護評価（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第27条第1項</u>に規定する評価をいう。）の点検に関する事項</p> <p>(3) 略</p> <p>3から8まで 略</p> <p>第26条から第35条まで 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第1条中第2条第1号の改正規定及び第2条中第2条第1号の改正規定は、同年4月1日（以下「<u>施行日</u>」という。）から施行する。</p> <p><u>（西東京市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）</u></p> <p>2 この条例の施行前までに、西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会が収集、保管及び利用をした個人情報の保護については、市長を実施機関として、西東京市個人情報保護条例の規定を適用する。</p> <p>3 略</p>	<p>目次 略</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、<u>公平委員会</u>、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(2)から(4)まで 略</p> <p>第3条から第24条まで 略</p> <p>第25条 この条例による個人情報保護制度の適正な運営を図るため、西東京市個人情報保護審議会を置く。</p> <p>2 審議会は、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報保護評価（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第26条第1項</u>に規定する評価をいう。）の点検に関する事項</p> <p>(3) 略</p> <p>3から8まで 略</p> <p>第26条から第35条まで 略</p>